

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

第 3 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 1 月 10 日(水)

10 時 00 分～11 時 58 分

第 4 委 員 会 室

- 【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員
【議長団】 川神議長 【委員外議員】 沖田議員、川上議員、永見議員
【事務局】 小川局長 篠原書記 三浦書記 鎌原書記
(報道) 山陰中央新報社、中国新聞 (傍聴者) 1 人

議 題

1 議会の情報公開の拡大について(会議の録画及び配信)

(1) 対象の会議について→

当面 HV カメラの設置してある議場、全員協議会室で行う会議

(2) 実施時期について→**3 月定例会から**

(3) その他→傍聴者の撮影等への取扱い

2 会派代表質問について

資料 1

(1) 質問方法について→**会派としての意見も述べる。質問も絞るよう努力する。**

(2) 質問時間について→**実施要領⑤の 11 人会派 60 分を 9 人会派 60 分に改正する。**

(3) その他

※3 月定例会は、これまでどおりの形で実施してみて、さらに協議する。

3 予算決算委員会の審査方法について(当初予算、決算審査)

(1) 質問内容等について→

一般質問にならないよう、個人の意見を述べないよう努力する。

(2) 質問回数について→

これまでどおり制限しない。3 回で終了するよう議員・執行部が双方努力する。

(3) 通告項目数について→**これまでどおり制限しない。**

(4) その他

※これまでどおりの形で実施する。

4 その他

- ・身体障害者等の会議出席への配慮規定の検討
- ・市の行事出席への礼状廃止を主催者にお願いすればどうか。

○次回開催 月 日 () 時 分 第 4 委員会室

※次回の協議事項と日程は、正副委員長と事務局とで調整し決定する。

(開議 10 時 00 分)

【会議録】

西田委員長

柳楽委員がまだお見えになっていないが、時間となったので、ただいまから第3回議会改革調査検討特別委員会を開催する。

ビデオ撮影については許可する。

今日の議題は第2回の当委員会にて皆から出た意見の中で、これまでの調査検討項目・調査結果を踏まえ、本日は議題3点について皆の意見をお願いしたい。

議題1 議会の情報公開の拡大について（会議の録画及び配信）

(1) 対象の会議について

(2) 実施時期について

西田委員長

この件について。これは今まで色々議論されてきている。本会議・委員会・調査会、基本的には今までの検討状況結果については、整った所から実施すべきとするとなっているので、現在の準備状況について事務局から説明をお願いします。

篠原次長

ビデオ撮影については川神議長が就任をされ、議長も積極的に委員会等全て出来る所から録画・配信していきたいという方針を述べられて、前回の当会議の中でも議長から事務局に、どうにかできないかと依頼を受けている。

事務局にて調査して、本会議場と全員協議会室にはハイビジョンカメラを執行部に設置してもらっている。しかしあのカメラは職員が庁内LANで見るだけのカメラになっている。それを録画・配信する方向に出来ないかということで調査させていただいた。編集用のパソコンが必要なことと、プログラムを若干変えて、ON/OFFで録画が出来るような形にすることをすれば出来ることが判った。今年度予算内で何とかできないかということで検討中。パソコンは編集のためにそれなりに高スペックなパソコンが必要で、プログラム変換するのに費用も掛かるということで50万円くらいはかかるのだが、それは何とか今年度予算内で対応できるのではないかとということで、既に進めさせていただいている。

今現在、本会議の一般質問についてはケーブルテレビが撮影したものをケーブルテレビさん側で配信用に変換していただいて配信しているのだが、その変換に43万2000円ほどお支払いしている。それが今回こういうものを整備することにより、来年度からは不要となり全部事務局で対応するという事なので、今回は50万円ほどかかるが、来年度以降は四十数万円が不要となるため、長い目で見ると節減になるかと思う。

そういった状況で、とりあえず今ハイビジョンカメラが付いている所での会議は録画配信出来るような準備はさせていただいている。

西田委員長

本会議場と全協室においてはカメラが設置してある。あとはスペックの高いパソコンに変えれば可能ということなので、経費が50万円強かか

篠原次長

るということ。第1や第2委員会室についてはどうか。

それについては執行部が持っている貸出用ビデオカメラもあるので、もし仮にそういうことも全部ということになれば、当面は借りてやることも出来るし、同時に4ヶ所でやられる場合等は新たにもう2台買ったらしないと対応は出来ないと思われる。

西田委員長
西川委員

現状について説明があったが、委員から何かご意見等あれば。

庁内LANの映像は見たことないし、本会議場のどちらにカメラがあるのか知らないが、ケーブルテレビの映像の品質というか編集の品質と、品質の差はどうか。皆が見るのに。ケーブルテレビは色んな角度から撮っているが、本会議場は固定のカメラということになるのか。固定カメラで1点から映すのか。ケーブルテレビはパネル等を映してくれるが、そういうのはなくなるのか。

篠原次長

定点カメラのため、動きやアップで撮ることは出来ない。ハイビジョンカメラのため画質はそれなりに良いかと思う。

西川委員
鎌原書記

庁内で職員が見られていると聞いたことあるが。

一般質問は今までどおりケーブルテレビさんからデータをいただき、それを事務局で変換してYoutubeにアップする。一般質問についてはケーブルテレビが撮ったものを流す。

議案質疑のように今までYoutubeにアップしていないものはケーブルテレビも今まで撮っていないので、それは議場の定点カメラで撮ったものをアップするというので、一般質問とは別のカメラになる。

西川委員

先ほどの説明ではケーブルテレビに払っている四十数万円、それが一般質問編集用だという認識で聞いたのだがそうではないのか。

篠原次長

43万2000円というのは、現在ケーブルテレビでYoutube配信用に変換してもらうための費用。事務局とすればそれをそのままアップすれば良いのだが、今度はパソコンを購入して他のものも撮っていこうと思っているので50万円くらいかかるのだが、その分を何とかできないか、50万円そのままうわに使うのではなく。そう考えて、今ケーブルテレビに委託している変換を、今度は事務局でパソコンを使ってやっていくということなので、43万2000円は来年度から必要なくなるということ。

ただ、先ほど鎌原が言ったように、画質はこれまでどおりケーブルテレビで撮った映像をそのまま変換するので、今までと同じように配信は出来る。議案質疑といったケーブルテレビが入っていないものについては定点で撮るだけのものなので、一般質問のようにズームで撮ったりは出来ない。しかし画質はハイビジョンカメラなので遜色ない程度にはなるかと思っている。

西川委員

ということは事務局で編集作業をされると。四十数万を払ってそれをされるわけか。了解した。

もう1点、各委員会室の件。前回は委員会室もやるという話だったと思う。今の話は「仮に」ということだったが、これは方針的には3月か

篠原次長
西田委員長
布施委員

らやる方向だったのか。

それを今日決めていただきたいと……。

それも含めて議論したい。

全部を情報公開するというのが基本的な方針なので、オッケー。準備できた所からやるというのもオッケーだと思う。浜田市議会は1日1委員会やっているので、調査会や委員会是对応できると思う。同時に開かれる場合のみ、今言われたように台数が少ないためパソコン台数を増やすか増やさないか分からないが、作業が多くなるということで、その分については、今年度予算は最初の基本的なパソコンとプログラムをやるということで対応できると思うが、出来た所から次年度にそれを設置していく方向性で検討していった方が、無理に付けてやるよりは、準備できた段階から随時やっていった方が良いように思う。

笹田委員

庁内LANは生放送で流れている。うちで流す場合は変換が必要になるということは、生ではなく録画で流すということか。

篠原次長
笹田委員

はい。

あと、今の布施さんの話はおっしゃる通りだと思う。普通に考えてみると、だいたい委員会は1つしか開かれない場合が多いが、ただ議会の初日は同時に3委員会が開かれる。そこだけが問題になってくるのかなと。あそこ以外はほぼ別々に開かれるので1つあれば十分だと思うが、そこをどうやって実施していくかが議論になってくるのではないかな。

村武委員

先ほど編集は事務局でされると聞いたが、今までの仕事に上乘せになってくると思う。私は編集したことがないので分からないが、かなりの量になると思うし、そういったことは本当に今後他委員会も含めて編集していく予定になっていくと思うが、そういったことが可能なのか。

篠原次長

はい。事務局への負荷を心配いただいてありがたい。それは今やっていないことをやるわけなので、多少は負担はある。しかしそれはなるべく簡単に、あまり負担がかからないようにするためにパソコンも、通常なら安いものがあるが20万円近くする良いものを買って。通常編集するのも会議時間まるまるかかったりするのだが、それをぐっと短縮して出来るようなパソコンであったりソフトを購入してやらせていただく予定にしているので、十分対応できると思う。

澁谷委員

基本的に結構だが、議会初日の3つ重なっている常任委員会については事前打ち合わせのような内容というか、資料請求だとか。議論をしているわけではないので、どちらかというと出来る所からやっていて、皆が絶対に流した方が良いということになれば別だが、出来る範囲内からやっていて、反応を見ながら調整を加えつつ進めさせていただければ良いと思うのだが。

笹田委員

前回の話ではタブレット導入の話があった。導入した時にタブレットで録画できると思うので、遠くから撮るくらいだったら。それを利用する方法もあるのではないかなと思う。準備出来た所からという意味では、

野藤委員

それと同時にタブレットを1つ設置して流すという方法も。それは流そうと思えば生放送も流せるし、そういう形でも出来るのではないかと。

情報公開は当然だと思うが、市に貸出用のカメラがあるとのことだがどのようなものか。私はこれでもう十分だと思う。これだと数万円、下手したら1万円程度であるものも売っているの、それを2台3台買ったところでしれていると思う。現状ある貸出用とはどのようなものか。

鎌原書記

普通にこういうもの。

野藤委員

三脚もそんなに高いものでもなさそうに見えるので、十分だと思う。だから何台買わなければいけないという議論をするほどのことでもないと思うので、別に2台買えばいいと思う。ただ圧縮ソフトか何かだと思うので、それで十分だと思う。画質とかでなく、きちんと物が伝えられれば良い。

西田委員長

今のカメラの件はどうか。貸出も…安いので対応出来るので2、3台。そんなに予算経費的にもかからないということだが。

野藤委員

例えば、今傍聴に来て撮影しておられる程度の物を買ったとして、例えば会派の視察とかにも使えると思う。だから2台ほど議会として買って、それを会派視察等に貸出するとか、そういうことにも使えるので、私は購入した方が良くと思う。

西田委員長

今の野藤委員の意見はいかがか。

布施委員

買うことよりも、言ったように私はタブレットでも十分対応出来ると。画質は言わなくて内容が伝われば情報公開の意味合いはあるので、まずやってみる。買ってやるのではなくある物を使ってみてどうなるかということ自体も、やらないといけないと思っている。100パーセント伝えることはなかなか難しいかもしれないが、あるものを使うということも公共施設再配置計画ではないが、議会の中でもある物を使う。皆が持っている物でやってみることも大事ではないかと。買うことも次の段階で考えれば良いのではないかという思いもあるので、否定するわけではない。

牛尾副委員長

ある物って、そんなカメラが議会事務局にあるのか。

篠原次長

いいえ。市として貸出用カメラが1台。あとは市長公室が1台。

牛尾副委員長

それはしょっちゅう使えるのか。1台しかないのにぶつかることはないのか。

篠原次長

ぶつかることがあるかもしれない。

牛尾副委員長

去年芽室町へ議会広報広聴で行った。年間ランキング1位を維持している芽室町は、ライブも含めて録画できる部屋が決まっていて、それに合わせて各委員会を調整している。例えば10時から12時まではA委員会、13時から15時までB委員会、それ以降は違う委員会。だからまず情報を伝えることを優先して、その中で色んな委員会を組み立てて組み込んでいた。それが一番最少の経費で最大の効果ということをやっている。そういう使い方もあるし、どの部屋にもなければいけないという

	ことではないと思う。どのように使えるか、使えないといけないかを優先すれば、そのようにすればそんなにいうことはないだろうし。ただ会議の時間がそのようになるので、それに合わせないといけない。しかし最少の経費でいくのではないかなと。去年は芽室町でそういう研修を何人かしてきたのだが。そのように考えてもらうといいのではないか。
西田委員長	色々と意見が出るが、大事なことはいかにその委員会の情報をきちんと伝えるかということ。良い画像で出来るだけ……細かい所まで伝われば一番良いですが、やはり最低限の情報はきちんと伝える。
笹田委員	例えばいま副委員長が言われたように、この委員会も例えば今から全協でやりますといった場合には、あのカメラを使って録画ができるということか。
篠原次長	そうです。
笹田委員	そういう調節をした方が良いのでは。それはもう、そうした方が情報公開を大前提にするのであれば、そちらでやった方が良い。
西田委員長	色々と話は出るが。情報公開の対象の会議というのは、一応全ての会議は対象になると思うので、それは今まで皆が意見を言われたように段階的にやっていく。もしカメラやパソコン等は今年度予算で出来るということなので、それは3月定例会から間に合うという考え方で良いか。
小川局長	間に合わせたい。
西田委員長	間に合わせたい、なるほど。ではそういうことで、3月定例会に向けて間に合わせるために事務局を含めて最大限努力していただくということで。出来るだけ3月定例会も調査会も前段にあるが、それを含めて委員会も出来るだけ情報公開を出来る範囲内で段階的にやっていく。
小川局長	今のところカメラを買うという予定はないので、当面は本会議と全協室でやる会議については、全て録画して流したい。カメラの件についてはもう少し検討させて欲しい。もしカメラを買うならカメラを置いて、こういう会議室でそのままできる可能性もあるので、それも追々考えたいが、とりあえず今ある物を使って出来る全協室と本会議場の映像を3月議会から流したいという形で、今ご了解いただいたら嬉しい。
西田委員長	全体意見色々とあったので、だいたい今局長がまとめたような意見を言われたが、これ(2)も一緒になっているので、これも含めて一応3月定例会に向けて、出来る限り。本会議場は今のカメラで、全協室のカメラは今のカメラ、それを更に高性能なパソコンを導入することによって良い画質で議会側から情報公開出来るという形で、3月議会から持っていくという形で良いか。あと各部屋に分かれてやる委員会については、段階的に協議して、良い案が出たらそこからやっていくという形で良いか。
笹田委員	それで良いと思うが、もう1点議論しておかないといけない所があると思う。今回こうやって傍聴の方が録画されて、多分配信もされるんだろうと思うが、その辺の、我々が公開する部分と傍聴者が公開される部

西田委員長

分もしっかり議論しておかないと。3 月議会にそれがオッケーになるのか。それもこの議会改革で話をして、全てどの委員会も調査会も、どの会議も同じ情報公開という形でやるのが望ましいかなと思うのだが。

議会側から情報公開をするということになると、傍聴人の方が、いつも来られているが、その辺に対してはどのようにするか。それに関して

野藤委員

は。
私もそれ言おうと思ったのだが、議運かなと思ったので言わなかったのだが、やはり本来情報公開というのは主体たる所が出すのが当たり前で、傍聴人が撮られるということは、色んな物が付け足されると非常に不味いと思う。そういう部分がやはり一番懸念にされるので、私とすれば、公開をするのであればなにがしかの誓約書をきちんとしていただくことが必要だと。第三者が公開されるということになると、それでないといけないと思う。最終的には議運で決めていただくことになると思う。

西田委員長

この件について。

笹田委員

議運でこっちでという話があったではないか。こちらで話をして議運に返して決定されるのだろうが、ここで話をしたことは一度議運に返すので、特別委員会で結論が出たとしても一応返さないといけないと思う。ここでしっかり議論しないと、また議運からこちらに返される話にもなりかねないので、ここでしっかり議論して議運に返すべきだと思う。

牛尾副委員長

平成 18 年に議会改革の流れの中で、原則どんな会議も公開と決めている。公開だからそういうことなんだろう。ただ、あの時の傍聴規程は多分今も生きているんだろうと思うが、新しい議員はその辺が頭に入っていないと思う。一度今の議論をする前に、現行生きている傍聴規程はどのようなかということをおさらいした方が良いような気がする。

西田委員長

傍聴規程について局長から。

小川局長

今、本会議については傍聴規則、委員会については傍聴規程、調査会については委員会規則を準用という形なので、この傍聴規程があるが、両方とも写真・映画等の撮影の禁止という項目がある。傍聴人は傍聴席において写真・映画等を撮影してはならないというのが原則。但し書きがあって、特に議長なり委員長の許可を得たものはこの限りではないということで、今は動画撮影をされているのは議長の許可、委員長が許可をされてやっているということ。その辺は原則的には撮影は禁止なので、その辺を映像配信を主体的に議会からするなら、そこを元に戻して原則に戻るのか、今までどおりで良いのかは話し合っただけであれば良いのかなと思う。原則的には撮影禁止だ。

澁谷委員

原則、公開してしまうと公開したフィルムというのはもう議会から離れる。著作権が。それをカットされようと何をされようと、それは著作権が発生するか。

小川局長

それはどうもできない。公開したものはもう……。

澁谷委員

マスコミもフィルムを色々なことをやっているような感じだし、どう

野藤委員

という意味があるかなというのが今ちょっと分からないのだが。

元データと加工データの 차이だと思う。加工データが真実なのか、議会が公開したのが真実なのかと言われた時には、真実なのは議会が公開している元データだと言えるので。ただ、今はその元データがないので、真実がこれになってしまっている。だから別に加工されようが何をしようが良いのだが、きちんとした元があるということが判れば良いのではないかと。

小川局長

もう 1 点言わせてもらおうと、映像を撮って流す。これ正式記録ではない。あくまでも議会の正式記録は会議録なり議事録になって初めてこれが正式記録なので、あくまでも映像はその場の雰囲気伝えるだけの話なので、そこで出たことももしかしたら会議録に残す時には整文をきちんとしてやるので、そのとおりではない、これが正式記録ではないという注釈を付けて流さないといけないうので、その辺は、あと流したものを視聴者の方がどこかを切り取って流したらそれはどうしようもないが、それは正式記録でも何でもないということをもってもらえば良いと思う。あくまでも議会の正式記録は会議録なり議事録だ。あくまでも市民サービスとして臨場感を持って映像を流して、そのやりとりを聞けるというサービス提供の一環に過ぎないという認識を持って欲しい。

野藤委員

議会側が流すものはあまり手を加えているものはない。ほぼ議事録と同様のものが入っているというのが普通の認識だが。それで良いと思う。私も議事録が正式とは思いますが、しかし一般市民で議事録まで検索するという方はなかなかいないので、サービスの方の映像を見られると思う。ほぼ同じものが流れているので、どちらが正式だ本当だというよりも。

西田委員長

見ている方の判断。色々主観もあるかと思う。

小川局長

ここで決めていただきたいのは、議会が映像を撮って流しましたと。なおかつ傍聴人の方にも映像を撮ってもらって良いですよとするのか、しないのか。そこだと思う。そこを決めて欲しい。

西田委員長

今局長が言われたこと、これからは議会側から本会議を含めて委員会も映像を流す。それに対して傍聴人の方が撮られた映像も、重なるようだが流しても、それはどうだろうかということをもとめたい。

牛尾副委員長

あまり言ったらいけないが、原則どんな会議も公開なので議会主体的な議会の会議録を流せば、それを例えば今日のような映像を撮られてアップされても。よしんば加工されて個人攻撃に使われたとしても、それはやむを得ない部分なのかなと。あとは違う段階の話になるんだろうなと。あくまでも議会がやった委員会を、議会の主体的な方法で市民に伝えるという原理原則が維持できれば、その他のことは違うステージの話になるのかなと思ったりする。それをそこで傍聴人が撮るのを禁止するとかいうことになると、原則どんな会議も公開ということに反するし。録画をされる方本人の資質の問題もあろうし。僕らは公人なのである程

	度やむを得ないと思う。ただ、個人攻撃をされる映像については、ここで僕らが規制をかけたところでどうにもならないと思う。それは違う段階の話。名誉棄損であるとかいう話になる。僕らは原理原則でこうあるべきだという議論をしていくしかないのかなと。それについては議会が主体として流しているもの、これが原本、原本という言い方もおかしいかもしれないが、そういう姿勢を取って、なるべく議会主体で流していくことに努めれば、そこは割り切るしかないのかなと思う。
西田委員長 西川委員	他にご意見は。 私も基本的に副委員長の意見に賛成する。今議会側が流す映像が、品質も良くてスピードもあれば市民の方はこちらを見られるだろうし、傍聴者の方が撮られたものは傍聴者のお仲間が見られたりすると思うので、質が違うと思う。議会が良いものを早く発信すれば、それを市民が見られると思うので、それで良いのではないかなと思う。
澁谷委員	私は情報公開として議会がビデオをきちんと流せれば、傍聴者は恐らくビデオを撮る必要ないと思う。それを見てそれを加工すれば良いわけなので。だから自然と解消されるのだろうと思うから、議会側がきちんと出来る所から情報公開すれば、全く問題なくなるのではないかなと思う。
村武委員	私も澁谷委員の意見に賛成。そもそも傍聴規則第7条に、撮影してはならないと書いてある。これは、ここに挙げてあるからにはそれなりの理由があると思う。どうして「写真・映画等を撮影してはならない」となっているのか、新人なので分からない所が多くてお聞きするのだが。
小川局長	これは先ほど言ったものと一緒。映像を撮られて流されてもそれが正式記録ではないので、誤解を生んではいけないという昔からの流れの中でそのようになっていると思う。今でも標準の会議規則そのまま生きている。今の標準会議規則がおかしい所一杯あるが。例えば文言で、この前も国会の傍聴規則で、外套という言葉があった。今コート着て入って何が悪いのというようなものが残っていたり、色んなそぐわない所があるのだが、録音や映像というのは、それをそのまま流されてそれは誤解を正式記録ではないので誤解を生んではいけないという部分で、撮影禁止というのがずっと以前から残っていると思っている。先ほどこの中で言われた話の中で、自然とそれがなくなるならそれでも良いと思うし、今までどおり置いておいて、もし撮られるなら委員長なり議長の許可を得て、撮られればそれはそれで構わないと思うし。その辺はちょっと話し合いで。理由としてはそういうこと。正式記録ではないものを流されると誤解を生むから、撮らせてないというのが会議規則の元々の考え方。
西田委員長	色んなご意見があるが、基本的には傍聴規則、傍聴規程に沿って、原則としては撮ってはならない、ただしその場において議長や委員長が認めれば許可も出来るという、今のままで当面活かしていただくしかないのかなという気もするがいかがか。
笹田委員	それでは変わらないと、僕は個人的には思う。今までと同じなら。何

西田委員長
笹田委員

かしらルールを決めて議運に返してあげないと、完全に許可して全部オッケーにするのか、傍聴規程を変えてまでやる必要があるのでは。絶対また元に戻る。

傍聴規程を……。

もしオッケーにするのであれば、先ほど野藤委員が言われた、何か一筆書いてもらってオッケーにするだとか、何かしらルールを決めてやるのであれば、傍聴規程を変えていく必要があるだろうし。最後の但し書きなんかは、市長が認めるものと一緒ではないか結局は。本当は駄目だが。そうすると結局この委員会は良くて、この委員会は駄目だということが絶対発生する。僕はそれが一番良くないと思っている。それならこの委員会で良いか悪いかを判断して議運に返してあげないと、また同じ問題が起こる気がする。良いなら良い、駄目なら駄目、ここで決めて、最後に決めるのは議運なので。

布施委員

傍聴規程第5条、傍聴人は委員会室において写真等を撮影してはならないという所を、情報公開するわけだからしても良いということで。それで先ほど澁谷委員が言われたように、笹田委員も被っている所があるのだが、ここの委員会が良くてここは駄目だから、色んな障害が出たり、傍聴人が撮ったりして、それは委員長の許可があるから出来たり出来なかったりするからそうなのであって、情報公開するという事になれば、必然的に議会がやるわけだから、傍聴人が撮る機会は少なくなっていくと思う。完全にはなくならないかもしれないが、新たに傍聴人の方がまた撮られる可能性もあるかもしれないが、議会側でちゃんと情報公開するという事で、撮影も許可するとなれば、少なくなっていくのではないか。だからこの部分の第5条を、禁止ではなく基本的には撮影してもオッケーだということをやった方が良い。削除するか。

牛尾副委員長
笹田委員
西田委員長

でもこの委員会で傍聴規程まで踏み込めないだろう。

僕らが、議運でやるために返すだけの話なので。

この会としては今の規定を認める方向で、変えるという方向で、議運に上程するか。申し送りをする。この委員会としてはそういう形で議運に申し送りをさせていただくということで。よろしいか。ここに議運の委員長も議運のメンバーもおられるので。

野藤委員

先ほど言ったが、基本的に情報公開は当然の流れでやろうと。全部オッケーだという形にするというのは、何かちょっと……と思ったりもする。だいたい報道は全部オッケーなのは報道倫理の中で報道されるように、第三者の方もそういう倫理観を持って撮影されるという所を本当はしたいのだが、なにがしかの物をきちんと、誓約書という言い方をしたが、何かやらないと。今は傍聴するのでも傍聴規程を遵守するという形でやるのだから、何かないと全部オッケーとすると全部撮れば良いが、先ほど副委員長が言われたように、色んな思いを持って来られる方がおられるので、そういう部分を心配する。

牛尾副委員長	いま野藤委員が言われたことを含めて議運でやって欲しいと、この委員会として申し送りすればどうか。これ以上やっても先へ行かないので。決定権のある議運でやってもらえれば。
笹田委員	基本、申し送りの内容をしっかり皆で把握しておかないと、その辺は納得して議運に返してあげないと。
牛尾副委員長 小川局長	秘密会の場合はこの議論の対象にはならないよな。 ならない。秘密会にすると傍聴も報道も全てシャットアウトなので。議員と書記だけしか入れない。会議録も公開しない。
西田委員長 小川局長 野藤委員	この委員会としては、傍聴規程を変更するということ。 それで良いか。 変更するのではなく、変更するなら変更するなりの色んな議論をしてくれと。
西田委員長 野藤委員 笹田委員 小川局長 澁谷委員	申し入れをするということか。 はい。 ここである程度固めて送らないと、ということではないのか。 はい。 ある程度文章にしてもらって、こういう答申が出たということにしないと、議運でまた同じように 1 時間も 2 時間も同じようなことをまた話さないとならなくなる。
笹田委員 西田委員長 小川局長	そういうこと。 申し送りの文章を一応事務局と……。 今言ってみようか。傍聴規程の撮影禁止という部分があるが、あそこを撮影は基本的に了承する、ただし委員長なり議長なりが適当でないと判断すれば、撮影を禁止することはできる、と逆にしてしまう。そういう文言を調整させてもらって、議運に申し送りしたいと。今までの皆さんの意見を聞いていてそうなのかなと思ったのだが、どうか。
牛尾副委員長	案を文章化してもらって皆さんに了解いただいて、議運に申し送ればいい。
西田委員長	いまの局長が言われた意見で、少し条文の変更、逆になった部分を再度文章にしていいただいて、次回のこの委員会でそれをもう 1 回やるか、それともそのまま、内容的にはもう分かっているのか……。
小川局長 西田委員長	正副委員長に一任してもらえば。 では正副委員長に文章は一任していいただいて、それで議運に申し送りをさせていただくという形でよろしいか。
笹田委員 布施委員 笹田委員 牛尾副委員長	そのまま直接か。 いまの内容は変わらないのだろう。 野藤さんが納得されるなら良い。 出来上がった文章は配布するので、クレームがあれば言ってもらおう。クレームがなければ議運に申し送りする、ペーパーを送るということで良いか。

(「はい」という声あり)

(3) その他

西田委員長

議題 1 のその他について。

西川委員

個人一般質問のケーブルテレビの映像がその日の夕方に流れると思うが、あれは編集したものをそのまま Youtube にアップされているのではないかと思う。今回編集を事務局でやられることになる、ケーブルテレビの放送はなくなるということか。

小川局長

ケーブルテレビの放送はケーブルテレビの放送で、今までどおりやる。別と考えてもらって良い。

笹田委員

他にはよろしいか。

西田委員長

(「はい」という声あり)

議題 2 会派代表質問について

(1) 質問方法について

西田委員長

この件については資料を見ていただきたい。次長から説明を。

篠原次長

(以下、資料 1 をもとに説明)

西田委員長

新しい議員の方はまだ初めてなので分かりにくい所があると思うが、会派制を取っている市議会としては、10 年前の合併した時から、最初は個人一般質問も会派代表質問と同じように、一括質問一括答弁方式だった。しばらくして個人一般質問は一問一答方式に変わったという経緯がある。その中で会派代表質問は、個人一般質問とどうしても質問内容が重複するため、一応会派として市長の 3 月議会施政方針に対する会派として統一した意見を質問していただくことになっている。これについて色々な意見を一応聞いてみたいと思うが。

牛尾副委員長

議会改革検討委員会には僕ここ 10 年くらいずっと従事している。前の任期のときの意見の要旨だが、例えば国会を見てもそうだが、島根県議会あたりでも、代表質問が出来る人は党の三役と限られていて、そこへ出るのは会派を代表して市長の施政方針、県であれば知事の施政方針について、大局的な質問をするのが会派代表質問。個別については会派に議員がいるわけだから一般質問をやるという形を取ってるので、それはそれとして。3 月議会も目の前なので、3 月議会については会派代表した大局的な質問ということで今回今までどおりやって、もう少し時間をかけて議論する方が良いのではないかと。新人議員さんも多いので、ここで色々な議論を交わしても噛み合わないのではないかと。1 回 3 月議会の代表質問を皆さんも議場で聞かれて、代表質問を体験してからその議論をした方が、より現実的な議論になるのではないかと思う。最初に提案をさせていただく。

西田委員長

副委員長からそういう提案があった。ここに実施要領を抜粋したものががあるので、これにしっかり目を通して腹入れしてもらった上で、3 月

	定例会における会派代表質問を一度聞いていただき、個人一般質問との違いや、これから先に前進していくための意見をまた色々聞かせていただきたい。今回これを踏まえて、確かに代表質問と一般質問の違いをしっかりと頭に入れていただき、これから先のために 3 月議会をこのままで実施させていただくということ。
澁谷委員	私は代表質問で 1 個気になっていることがある。代表でありながら市長の施政方針をただ聞くだけの質問が多すぎると思っている。会派の意見を述べて聞く形にしていただかないと、やたらと項目を何十も質問することもやろうと思えばできる。それは代表質問ではないだろうということも感じている。それは会派できちんと意見統一して、自分たちはこう思うの다가市長に所見をただすという形にすべきではないか。ずっとそう思って聞いていた。
西田委員長	会派代表質問、市長の施政方針に対する会派としての意見も含めて、執行部や市長の考え方を聞くということで、大局的な対応をお互いしていかないといけないという意見だと思う。それも踏まえて、この状況で実施したいと思う。
小川局長	澁谷委員が言われたように、議員が意見を添えて質問できるのは、この質問と討論しかない。議案質疑や委員会質疑等の議案に対する質疑は、本来自分の意見は一切言うてはいけないことになっているので、自分の意見や会派の意見を言いながら質問出来るのは、この代表質問、一般質問、討論だけしかないので、その辺をしっかりと踏まえて会派で話をさせていただき、代表質問は施政方針・教育方針に対する意見や大局的なことを聞くということを頭に置いて質問していただければ、今回は今のとおりにやってもらえれば良いかなと思う。
牛尾副委員長	澁谷委員の指摘があったが、最近の流れを見ていると最大会派が最初にやって順番にやっていく。最近公明党の佐々木代表は、公明党としてこういうことに重きを置いて主張するということを選択してからやっている。色んな会派は市長の施政方針のここに主眼を置いて質問を中心に組み立てるといふ、ということは当然会派の中で組み立ててやられるべきであるし、そうでなければいけない。ということは当然 3 月議会においては十分頭に入れてやっていただくことが大切ではないかと思う。
西田委員長	私もそのように思うし皆さんもほぼ同感だと思う。3 月議会の代表質問はこのような形で生かしていただきたいと思うがよろしいか。 (「はい」という声あり)

(2) 質問時間について

西田委員長	質問時間についてだが、これについて事務局から少し説明を。
篠原次長	(以下、資料をもとに説明)
西田委員長	会派によって時間が振り分けられている。この 11 人会派というのが今

布施委員

は 9 人会派となっているので、あとは 5 人、6 人と 3 人になっている。そこで皆さんからご意見をうかがいたい。持ち時間はこれで良いか。

去年もやらせていただいたが、人数が多いから時間が多いに越したことはないが、びっちり使った会派はなく、5、10 分あまり。時間が多いと項目が非常に多くて、答弁も長くなる。最初に言えば良かったのだが、去年の反省から、答弁が非常に長すぎて、そこを指摘されてケーブルテレビの方が見えていて、何を言っているか分からないと。質問は簡潔に言うわけだから答弁が長すぎて、その後また違う答弁をされるわけなので、そこを踏まえると 60 分が最高だという書き方がされているが、40 分や 50 分で統一した方が良いような気がする。私としては。最低でも 30 分差し上げることは大事だと思うが、最大人数・最小人数だから時間を大小区切るのではなく、40 分なら 40 分としてやった方が、ある程度質問項目も絞られてできるのではないかという思いがする。

西田委員長

布施委員は会派の人数に関係なく、持ち時間を統一した方良いというご意見。他に意見があれば。

牛尾副委員長

今までは会派の数が多いということはそれだけ会派メンバーがいるということだから、それなりの時間配分をしてきたのでおっしゃることはよく分かるのだが、国会でもそうだし県議会でもそうだし、会派の所属人数で時間を決めているというのが普通。少数会派も人数が多い会派も、会派とすれば一緒ではないかという考え方も理解は出来るが、ある程度時間を振り分けるのが妥当だろうなと思って。ただ、布施委員が言われたように例えば最大を 50 分にすれば、創風会は今 9 人だから 50 分、それから 6 人会派 45 分、3 人会派を 40 分、2 人会派 30 分とか。3 人会派 35 分でも良いと思うけど。少し会派メンバーによって時間の割り当てを考える方が分かりやすいのではないかと思うのだが。

澁谷委員

今までは最大会派がすごく遠慮している。本来ならば会派の人数によって正比例しなくてはいけないのだが、そこまでは 3 時間も要らないということで 1 時間にしているわけで、基本は正比例。そうしなければほとんど議会の意味がない。1 人でも多く自分と同じ考え方の人と会派を組んでいくという原則から逸脱するので、本当は正比例だ。

西田委員長

他に。持ち時間を統一しようという意見と、比例でも今の持ち時間を若干短縮しようという意見、それと会派人数に合わせて持ち時間をしっかりと、というご意見があったと思う。

笹田委員

最初に言われたように、1 回やってみた方が良いのではないか、このままで。新人さんもそれを見て長いと感じられるのか、色々感じられると思うので、最初に副委員長が言われたように、このままやってみたらどうかと個人的には思う。

西田委員長

笹田委員の意見からすると、11 人会派というのが 9 人会派になっているので、それはそのまま 60 分でやってということで。この実施要領に載っているままの形。11 人は 9 人になったというだけで。そういうことで

やってみるか。他にご意見は。

(「なし」という声あり)

西田委員長

持ち時間が決められても、会派によってはそれをフルに使うところ、使わない所もある。それは各会派の考え方だと思う。笹田委員が発言されたように、このままで 11 人が 9 人、60 分最大ということでこの 3 月定例会はやってみるということによろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

ではそのように決定させていただく。

(3) その他

西田委員長

会派代表質問についてその他あれば。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩とする。

[11 時 07 分 休憩]

[11 時 14 分 再開]

議題 3 予算決算委員会の審査方法について（当初予算、決算審査）

(1) 質問内容等について

西田委員長

会議を再開する。議題 3 (1) について。執行部から説明は。

篠原次長

特になし。

西田委員長

予算決算委員会のやり方について、ちょっと説明を。

小川局長

先ほども言ったが、予算委員会は議案質疑。質疑については自分の意見を言っはならないと、もともととなっている。その辺を踏まえた質問内容にしていきたい。

西田委員長

3 月定例会予算決算委員会をやってみて、新人の方はそこで初めて感じられると思う。今までの過去から言うと、大変多く質問されるのは結構なのだが、内容は局長が言われたように、どうしても自分の意見や感想、事業に対して自分の意見を言うという一般質問にならないように、あくまでも予算に対する質疑なので一般質問にならないようにと言うのだが、どうしても自分の意見も入ってしまって、一般質問のような委員会が結構あった。これは各々自覚していただきながらやっていかなくてはいけない。会派の中でもそういった話をしていただきながらやらないといけないと思う。質問内容について、委員からご意見があれば。

澁谷委員

局長の意見は、標準の議会運営の会則にはそう書いてあるわけだが、質問するということ自体、言葉を選ぶということ自体、完全にその人の主義主張が入っているわけなので、これはあくまでも努力目標というか、そういうことでないと、極端なことを言うと無味乾燥なことだけを聞く形になってしまうこともある。だからあまり極端に縛りをかけるべきではないのではないか。一般質問にならないように議案質疑を心掛ければ

牛尾副委員長

良いのではないか。

会議規則の第 54 条に、議案質疑は一般質問ではないので個人の意見を言う場所ではないと謳われている。いま指摘があったが、どうしても質問するということは自分の考え方をぶつけて質問するわけだからそれはあるのだろうが、誰が見てもこれは違いうだろうというのが何人かいらっしゃるので、それは予算委員会なら予算委員長が止めてもらわないと歯止めがかからない。特にベテラン議員がそれをやると、ベテランがやっているなら私もやっていいんだということになるので。議会運営全体の時間も含めれば、特に経験のあるものがその辺は十分注意しなければいけないだろう。それと最近見ていると、当初の頃は皆さん充分注意されていたのだが、質問するのに前触れが多い。事前にこんなことは聞いてこいやと。だから質問する以上は事前のことはある程度段取りしながら、本当に質問しなければいけない部分について予算委員会の中で聞いていくということをすれば、例えば予算委員会を見ている市民の方にとっても分かりやすいだろうし、ということを質問者側が留意しなければいけないのではないかと思う。

西田委員長
笹田委員

他にご意見は。

ベテランお二人が言われたことは至極ごもっともだと思う。ただ聞いていて、脱線していくというか感情が入っていったらどうしようもない時には、ちょっと違うなと感じてても野次も言えないし、関係ないんじゃないかとは言えないし。そういう時に正副委員長がいると思うので、この委員会もそうだが、正副委員長に一言「一般質問になるので控えてくれ」と言っていないと改善していかないのではないかと思う。その辺は正副委員長の匙加減におまかせして様子を見ないと、3 月議会では始まらないのではないかと思う。

西田委員長

正副委員長もしっかり頭に入れていると思うので。委員会も正副委員長に併せて委員のみなさんと、皆で一緒になって委員会の中身を優先して、いい方向で進むように皆で協力し合おうという意識は持っていないといけないと思う。その辺はまた今度 3 月の予算決算委員会で、ご協力を……私から言っただけとはいけないかもしれないが。質問内容については色々あったが、他に何か。

澁谷委員

質問も質疑も一般質問もそうなのだが、窓口へ行って担当課長に聞けば良いこと、質疑についても窓口に行き行って聞いてこいということではなくて、それを公に質疑して採決の参考になるスタンスでないと、どんどんレベルが低くなってくる。それは各議員がプライドを持って対応していただくことが必要ではないかと思う。

西田委員長

それも大事なことだと思う。質問内容については、今色々委員が言われたことを頭に入れていただいて、しっかり質問していただきたい。このままでよろしいか。

(「はい」という声あり)

(2) 質問回数について

西田委員長

これも合併当初の初めころは一括質問・一括答弁だったように思う。それが途中でこの議会改革の方で一問一答方式に変更になったと思う。質問回数について何かご意見があるか。

笹田委員

前は3回までという縛りがあった。今はフリーでやっている。

西田委員長

最初の、一括質問・一括答弁方式は、一つの項目について質問が5点ある。そうしたら5点を一括して聞かれて、その答弁の後に2回目の質問は納得しなかった部分を再質問される。3回目は更に納得されないものに再度触れるのが再々質問であって、それで3回というのがあったと思う。一問一答になってからは一つずつ聞くので、1個ずつ聞くので、これは1個ずつ納得いくまで聞ける。これは何度でも聞けるということではあった。

笹田委員

その所を議論してくれ、という話で良いのか。

西田委員長

そのことも含めて。

小川局長

申し合わせ事項の中で、質疑の回数は1議題につき3回までとするということで、常任委員会等は3回制限があるのだが、予算委員会だけは質問の回数制限が取っ払ってある。そこをずっと延々と1つの議題について何度も質問をされる部分に制限を設けるか、今のままでいくのかという所を論議して欲しい。

牛尾副委員長

国会等は会派で制限時間があるので、質問回数の前に制限時間が来る。それはそれでルール化しているので、全体の議会運営が長くならないように会派の持ち時間が決まっているまでやるんですが。今のところフリーでやっているのだが、浜田市議会の場合、例えば3回と決めた時に執行部が的確に答弁をすれば良いけど、ちゃんとキャッチボールが返ってこない時にはどうしても何度も聞くことになるので。我々の回数を決めるというのも1つの方法だが、併せて執行部にちゃんと答弁しろということを後で申し入れることも必要ではないか。

笹田委員

聞いたのはそこだと思った。例えば3回にしたとしても、今まで聞き出せなかった部分で、そういった問題があったからフリーになったのではないかという経緯が多分あると思う。そういった時に取り決めを決めるのであれば、これも正副委員長の匙加減になるのだが、ちゃんと答えになってないからもう1回質問を許すだとか、そういう形を取らざるを得なくなってくるのかなと。3回質問すれば納得できるようにこちらは質問しているのに、適切な答えが返ってこなかったために有耶無耶にしながら座る部分も確かにあったので、それは正副委員長が聞いていても多分クエスチョンになると思う。今の質問にその答弁ではなかなか納得出来ないといった時にどうするか、という所が問題になってくるのかなと。それは議論すべき所かなと。

西田委員長

回数制限してルールに決まってやれば良いというものではなく、聞か

れた質問、聞く質問の内容に、答弁がきちんと噛み合うかどうか。それによって聞いている皆さんも納得するか。納得するようなものがあれば良いと思うが。聞いている委員の皆さんもだいたい、「今のはちょっと違う」と理解できると思うので、その辺は正副委員長もある程度考慮も含めてしていただかないといけないと思う。質問回数には制限を設けた方が良いのか。

笹田委員
牛尾副委員長

執行部側から設けてくださいという話に聞こえた。

3回と決めると逆に、執行部皆そうではないが、3回終わったなこれで逃げ切れたなとなるので。そうならないためにはむしろ申し合わせが良いのか分からないが、決めるなら原則3回と決めて、申し合わせで、十分質問者の意を得た答弁がない場合には委員長の采配で更に質問出来るとかいうことを、申し合わせにした方が良いのか、それとも今のままでフリーでやるのが良いのか。言論の府だから与えられた質問権を3回で終わりだというのも変な話だし。あと質問者と答弁者が誠意あるやりとりをすれば、そんなに必要でなくなると思う。あまり規制をかけないで質問回数についてはフリーにしておいた方が良いのではないかなと思う。

笹田委員

回数を設けると一問一答でなくなる。一括質疑一括答弁になるので、議員としても3回で終わらせようという努力はもちろん次の質問に返ってくるだろうし、ただ分かりづらくなることもあるだろうし。また一問一答だと5回聞きたいことがあったら5回聞いてしまわないといけない、長くなるデメリットもあろうかと思う。執行部からすると恐らく時間が長くなる所が問題になっているのかなというのは感じるので、先ほどいわれたように1、2問くらいでしっかり把握できて、執行部がしっかりした答弁が出来れば、こんな議論はしなくても良いような話ではないかなと思う。

澁谷委員

副委員長が言われたが、制限すべきではなくてあくまで努力目標みたいな感じ。中にはほとんど質問をはぐらかしているとか思えないような答弁をする課長さんがおられるでしょう、何人か。それが1回とカウントされると非常に苦しい。だからあくまで努力目標。前回の布施委員長の時には、質問者がこうこうだと執行部に確認されていた。こういう質問に答えてないと。そういうことも捌きの中ではやりながら軌道修正を図っていただかないと。今の答弁のパターンでいくと答えが出ないまま終わってしまうので、努力目標ではないかなと思う。

西田委員長

執行部側で答弁される課長さん方にも、そういったことで申し入れをさせていただかないといけないとは思う。質問される委員さんも、再々質問までで答えを引き出すくらいの意識の中で、一問一答方式で質問していただきたい。質問回数については今までどおりの一問一答方式ということで。あまり意図的に長くならないように。

笹田委員

こうやって委員会で決めるのであれば、努力目標でという意見が出たが、会派の中で質問する時はなるべく3回以内でまとまるような質問を

西田委員長

作って来いと。会派としての努力というのも多分必要になってくると思うので、申し合わせの中でフリーでやっていただければ良いのかなと思う。

新人さんがおられたり色々な会派があるので、会派の中でも意思統一というか、議論しておいていただきたい。では質問回数についてはそういうことでよろしいか。

(「はい」という声あり)

(3) 通告項目数について

西田委員長

事業項目もたくさんあって、細かい所まで色々と疑問を持たれた議員さんは、質問項目も必然的に何十項目も質問される方もおられるし、項目が少ない議員さんもおられる。項目数について、制限を設けるのもあれなのだが、その辺についてご意見をいただけたらと思うが、何かあれば。

笹田委員

議論する意図はどこにあるのか。

西田委員長

質問項目のことか。多い時には何十項目、一人で 50 も 60 もあったが、特に強い意図はない。今までどおりで良かったらそれで。

笹田委員

僕は今までどおりで良いと思う。

澁谷委員

予算決算委員会は質問項目をしようと思えば思うほど、ものすごく勉強しないといけない。正直なところ。簡単には質問出来ない。それは要するに自分が恥をかくだけだから。だからその辺を考えた場合に、ある程度自分の実力に合った個数に収斂していくと思う。ものすごく当初の予定を毎回予算オーバーになって、ということになれば当然次回からはということはあると思うが、現状は今のままで良いのではないかと私は思う。

布施委員

前は仕切らせていただいたのだが、質問個数が多いものもあったが、同じ項目を期の若い方から手を挙げて、1 番の方は必ず手を挙げればその項目には質疑が出来るが、ダブってという部分があって、結構ベテラン議員は「ある程度理解したのでその部分は省いて聞く」といって簡素明瞭に聞いてもらったことがある。そういうこともしつかり、今回新しい期の方もおられるので見ていただいて、やはり前の方がある程度聞いた部分であれば、それは理解したということで自分の質疑する部分だけを聞いていただく。ダブって質問しないように会派の中でも言っただけで、自然と少なくなるのでは。澁谷委員や笹田委員が言われたように、項目を制限するのではなく常識の範囲内でやっていただければ、ある程度少なくなっていくのではないかと思います。

西田委員長

ダブった場合は委員会の進行にある程度配慮も必要だということです。他にあるか。

牛尾副委員長

浜田市議会は会派構成で議会を運営しているのだから、会派の中で、新しい議員さんの多い会派は新人議員さんの質問の仕方については会派

野藤委員

教育をするのが大事ではないかと思う。その辺も併せてお願いしておきたい。

(1) (2) をきちんと押さえれば、おのずとそれに見合った形になるし、きちんと収まるのではないかと思う。制限をしなくても、澁谷委員が先ほど言われたように収斂すると思うので、質問するからには勉強する。項目数の制限をするべきではない。

西田委員長

今まで出た意見を踏まえて、新人議員さんを抱える会派はその中で話し合いをしていただきながら予算決算委員会に臨んでいただきたい。このことについては、これまでどおりやっていくということによろしいか。

(「はい」 という声あり)

(4) その他

西田委員長

その他で何かあれば。

笹田委員

決算について。以前は決算委員会として 9 名選んでやっていた時期もあった。元に戻した方がよいのではないかという意見も聞いたし、全員ですのような内容ではないということも耳にしたので、その辺の議論をもう一度ここでしておいた方がよいのではないかと感じている。

西田委員長

決算委員会についてはだいたい 9 月定例会の時に決算をやっているが、4 年に 1 回の改選時になると次期立候補する議員諸々あったり、そういったことも含めて委員会の中でそういう議論もあって、予算決算が議長を除く全議員でということになったと思うのだが、笹田委員から先ほどのような提案が出た。これについてはどのようにしようか。

牛尾副委員長

予算決算常任委員会を作った時の議長は僕だったので。予算と決算は一体であるということと、議会改革の中でこれを作ったことは間違いないので、それを元に戻すことは例えば後退をしたという捉え方をされる場合もある。ただ、時代も変わって特別委員会もこれで合併以降何度目かになる。もう 1 回その辺を初心に帰って議論してみる価値はあろうかと思う。ただ新人議員さんは予算と決算をやることの方が、議員のレベルを上げるには近道なので必要だと思う。ただ議論することは必要ではないかなと思う。

澁谷委員

私は決算委員会を全員でやるべきだと思っている。何故かという、予算委員会については議会が否決したら執行出来ない、すごく権限が高い。決算委員会は否決しても法律的な拘束は全くない。市長の同義的責任みたいなものなので、だからどうしても軽くなりやすい。だからこそ、議会側が予算委員会以上に、予算がきちんと執行状況がうやむやにならず、正確正當に流用がない形で執行されたのかどうかをきちんとチェックするという、それは何人かが出れば出るほど議員の目の数が減るわけなので、各議員の得意な分野とか、専門分野がある。僕は予算委員会以上に決算委員会は力を入れるべきだと思う。

西田委員長

議会改革の中でそういう方向で進んでいこうということなので、それ

笹田委員

から更に進めて色んな形で変わっていくことは良いと思う。

僕もこう言っているが全員ですべきだと思って最初に賛成しているので。そういう意見もあったので、議論してもう一度確実に皆でやるべきだと表明した方が、やるのであればきっちりした方法で予算決算常任委員会としてできるかなと思って意見を申し上げただけだ。

布施委員

前回見受けられたのだが、これルールなのだが、予算決算は予備日を入れて4日間やっているが、夕方委員の中には、用事のためとはいえ事後報告で退席される方がおられる。後で事務局に聞くと、事後報告で届けてあったということなのだが、予算も決算も大事な委員会なので優先していただいて、もしやむを得ず退席される場合は事前に事務局に言っていただく。これ結構見受けられたので是非その辺は守っていただきたいと強く思った。

西田委員長

布施委員がいま言われたことは全てに共通する。これは議員としてしっかりと自覚して、届け出る部分は事前にきちんと届ける、ルールは守っていただきたい。これは大原則でお願いします。

いま色々ご意見あったが、予算決算委員会の特に決算審査の場合は、全議員で前向きに積極的に、自分の自己研鑽もあるし執行部に対する議会側の色んな声もあるので、前進するように皆で頑張っていきたいと思う。今まで通り全員でやるということで行かせていただく。

他にあれば。

(「なし」という声あり)

西田委員長

では次へ移る。

議題4 その他

西田委員長

牛尾副委員長

議題4のその他について何かあれば。副委員長。

私ごとで大変恐縮なのだが、実は私12月に身障者1級ということで、生きるために透析をしなければならない事態に陥ってしまった。私の場合は月・水・金に透析をしなければいけないということで。当然日中は議会活動もあるので夜間透析との話を進めている。心配しているのは、予算委員会が大きく5時を回った時、夜間透析は5時半までという制約があって、田舎なので受け入れられる病院が限られているしベッド数も限られている。どうしても5時を回ると曜日によっては早退しなければならない。私のことだけで大変申し訳ないのだが、ただ、先般も女性議員の出産の場合にはということが書き加えられたこともあるし、身体障害を持つ議員が誕生した場合には、一定の配慮を。やむを得ず5時を回る場合には、透析しないと生きていけないということがあるので、その辺については議会改革の流れの中で、是非ご検討いただければありがたいと思っている。あくまでも個人の健康管理の結果こうなったということで大変申し訳ない話だと思うが、しかし実際、身障者1級に囚わらずもなってしまったので、生きるために透析しないといけないということな

	ので、是非この委員会の中で、身体障害を持った議員が誕生した時には一定の配慮をするということが、もし可能であればご議論いただきたいと思っている。どうぞよろしく。
西田委員長	副委員長からそういうご事情ということで提案があった。命に係わることは一番優先しないといけない。皆さんのご意見もお聞きしなければいけないが、この件についてはどこかで、申し合わせ事項なのか議会基本条例なのか、そういったところの中に何か条文なり、ルール化する文言をどこかで入れていただければと。そうすれば諸々に対応出来るのではないかと思う。いずれこれから議会基本条例も皆さんと議論していくだろう。それも含めて、副委員長がいま言われたことも一緒にして、何らかの形でどこかに入れていけたらと思う。ご意見は。
笹田委員	今現在で病気に関する規程みたいなものがあるのか。しっかり議論する価値があると私は思う。
西田委員長	他にご意見は。私はそう思っている。何らかの形でそういったことに対応するような、身障者に対応するような、どこかに形を残していきたい。
笹田委員	今回たまたま副委員長がそういうことを言われたが、身障者だけではなく、例えば大病を患って長期入院の可能性があると、次のことも考えてしっかり、そこだけでなく大幅に考えた上での規定を議会基本条例に謳うのか、申し合わせ事項に謳うのか、そこはしっかり。一致したということではなくて、大きな観点ですのような内容ではないかと思う。
川神議長	今のお話だが、身障者だけでなく、いま働き方改革等でガン患者が一生懸命治療を受けながら社会進出していることに後押しされているような時代なので、笹田委員も言われたが身障者、例えば看護とか介護の場合も含めて、議会基本条例の見直しをそろそろしなければいけない時期に来ている。情報公開も含めて、全ての面でもう一度見直しすると共に、今のようなケースに関しても、先を見据えたような議論もこの中でしていただきたいということを、私からも願います。
西田委員長	他に何かあるか。
野藤委員	他の自治体でもあるかどうか、一応情報収集をされておいた方が良い。叩き台として。
西田委員長	他の自治体でもそういった事例があるかどうかも含めて。この件については、この委員会でまた議論していく議題の１つと捉えて進めていってよろしいか。
	(「はい」という声あり)
西田委員長	また他の自治体の例とか、あるいは皆さんで考えられる中でこういうケースもあるといったことも含めて、また議論したいと思う。いずれ議論するということで。
	その他で他に。
笹田委員	これ僕だけかもしれないのだが、この間も出初式だとか卒業式だとか

	入学式だとか市の式典に参加した時に、毎回お礼の手紙が来る。あれもったいないと思って。あれ行革にもなるし、うちからも結構ですと言った方が良くはないかと。毎回ご丁寧にいただくのだが、いただくたびに申し訳ないと思って。ハガキ代やら切手代がもったいないと思う。細かいがそういったことも議会として議論も必要かなと思ったりしたので。個人的にあれば必要ないかなと思ったので、どうかなと思った。
西田委員長	そのことについては前もあったような気がするが、学校行事等も含めて、地域行事も、だいたい議員に案内して来ていただくか祝詞等いただいた場合には、必ずお礼状が来るので、それは笹田委員の意見ももっともだが。
小川局長	特に今、学校から卒業式の用紙が来る。議員さんには全部先に日程を渡す。運動会も学習発表会も卒業式も入学式も、皆いついつあると一覧表でだいたい教育委員会が渡すので、わざわざ案内しなくていいと、教育委員会を通して学校側には言ってもらっているのだが、学校は学校としての立場というのか、どうしても出される。それをなかなか止めることができない。
笹田委員 澁谷委員	案内はまだ良いが、お礼はいらないなど。 僕も礼状はいらないと思うが、案内文は結構 F A X で返事をくれという所がある。F A X じゃないだろうと。もうメールかハガキが入ってくるべきではないかを感じる時がある。F A X が無い家庭も結構あるだろう。その辺ちょっと言っというてもらえばと思う時がある。
西田委員長 小川局長 笹田委員 西田委員長	礼状はまた、申し入れを……。 特に学校の分なんかは教育委員会に……。 市のもいない。 いずれタブレット化になっていけば、そちらで対応していただくようになると思う。そういう方向でしていただきたいと思う。何かの時には申し入れしてもらわないといけないのだが。
小川局長 西田委員長	何かの時に言うておく。 一応局長はそういう意見を頭に入れておいてもらいたい。 他に。
西川委員	広報広聴委員会の話かもしれないが、情報公開の観点もあるので聞いてみる。議会ホームページの中に議長なんでもメールというのがあって、見てみると、これまでいただいた件数が平成 24 年までで止まっている。議長なんでもメールが形骸化しているのではないかと思うのと、私どもどんなものが来ているか知らないのと、この扱いが今までどうなっているのか。情報公開で。問い合わせフォームの中も、名前等が必須になっているので、率直な意見を入れるには名前必須でない方が良いかもしれないのだが、このメールについて形骸化しているのか運営されているのか知りたい。
西田委員長	その件に関しては色々あると思うが、事務局から説明されるか。

小川局長	ほとんど来てないのは確かだが、年に 1、2 件はあると思うが、それを載せていないというのは、多分載せないといけない。
澁谷委員	更新していないということか。
小川局長	はい。更新してない。
牛尾副委員長	最初の頃は多かった。マニアがいらっしゃって。原理原則はメールをいただいた日になるべく返すこととしてやっていたが、だいぶ変わっているのかな。最近の事例がどうなのか。議会広報の下に必ず書いてあるのだが。最近は無いか。
小川局長	ほとんどない。ただ、ないことはないので、年に 1 件ないし 2 件くらいは来ていると思うので、それを載せてない、更新されていないのはまずいのもう一度調べてみる。
澁谷委員	担当者は気づいていたのか。誰か知らないが。
西川委員	来るようになった方が市民の意見が聞けるので、そういうのが改革かなと思う。そういう方向で使えるツールだったら良いと思う。
西田委員長	特にその他でないようなら、次回を開催をどうするか。
篠原次長	おかげ様で今日の議題については今回だいたい決定をいただいて、あとは議運で確認で実行に移せるようにしていただいたので、次回開催日時、もちろん決めていただきたいのだが、ただ、次回何を協議しようというのもあるので、もしあれなら正副委員長と事務局で日程も含めて協議させていただければどうかと思うのだがいかがか。
笹田委員	それでお任せしたいと思うが、スピード感持ってやりたい方が多いと思うし私もそうなので、なるべく早く開催していただいて、どんどん改革を進めていく形でお願いできたらと思う。
牛尾副委員長	議運委員長からの提案があったので。通年議会と通年会期の関係にまだ混乱があるようなので、次はその辺を、通年議会と通年会期の違いも含めてテーマの 1 つとしてやれたらいいと思う。
小川局長	了解した。前の議会改革検討委員会の報告では、通年制議会について、通年の開催は是非とも取り組む必要があるという報告が議長宛にされていて、私から総務部長にも話はしているのだが、通年議会と通年会期制をまだ混乱があるみたいで、前の議会改革検討委員会が検討されたのは通年の会期制だった。1 回招集したら 4 年間ずっとそのまま続いていくという通年会期制なので、新人議員さんもおられるしその辺の違いを、こういう形で検討されて報告されていると、これでいいかと再確認して、執行部との具体的な協議に入っていないと、どちらか分からないうちに入ったらいけない。僕は通年会期制でいこうと思っているのだが、その辺の全体の意思固めを、次の時にやろうと思う。
笹田委員	あともう 1 回議論しないといけないものをまとめてもらっておいた方が良い。
小川局長	その辺も含めて正副委員長と検討したい。
西田委員長	では次の委員会の議題について、それと開催日時については、正副委

西田委員長
牛尾副委員長
西田委員長

員長と事務局とでまた協議させていただく。よろしいか。
（ 「はい」という声あり ）
ではそれでよろしく。
3 日くらい条件を提案して、その中で最大公約数を取る。
では今日の議会改革調査検討特別委員会を終了する。

（閉議 11 時 58 分）

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革調査検討特別委員会 委員長 西田 清久

⑩